

第九号様式中「疎濬」を「事業」に改める。
 第十号様式中「営業用固定資産決算見込表」を「事業用固定資産決算見込表」に改める。
 第十七号様式中「営業用固定資産決算表」を「事業用固定資産決算表」に改める。
 第二十一号様式の五備考1中「基幹事業年度」を「基幹事業年度」に改める。

第十九条 土地画整理法施行規則の一部改正

第二条第九項第二号中「又は社員名簿」を削り、同条第十一項第一号中「分割」を「会社分割」に改め、同項第二号中「又は社員名簿」を削り、同項第四号中「分割」を「会社分割」に改める。
 (倉庫業法施行規則の一部改正)

第二十条 倉庫業法施行規則(昭和三十一年運輸省令第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項第三号中「営業年度」を「事業年度」に改める。
 第十三条の見出し中「営業の譲受」を「事業の譲受」に改め、同条第一項中「営業の譲受」を「事業の譲受」に改め、同条第十五条の見出し中「営業の譲渡」を「事業の譲渡」に改め、同条第一項中「営業譲渡譲受認可申請書」を「事業譲渡譲受認可申請書」に改め、同条第二項第三号、第七号二及び第八号二中「営業年度」を「事業年度」に改める。
 第十六条第二項第四号口中「営業年度」を「事業年度」に改める。
 第三号様式中「疎濬」を「疎浚」に改める。

第二十一条 内航海運組合法施行規則(昭和三十三年運輸省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

(創立総会の議事録)

第七条の二 法第二十七条第七項(法第五十八条において準用する場合を含む。)の規定による創立総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 創立総会の議事録は、書面又は電磁的記録(法第三十八条第三項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)をもつて作成しなければならない。

3 創立総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- 一 創立総会が開催された日時及び場所
- 二 創立総会の議事の経過の要領及びその結果
- 三 創立総会に出席した発起人及び設立当時の役員の氏名又は名称
- 四 創立総会の議長が存するときは、議長の氏名
- 五 議事録の作成に係る職務を行った発起人の氏名又は名称

第八条の次に次の三条を加える。

(理事会の議事録)

第八条の二 法第三十四条第六項(法第五十五条(法第五十八条において準用する場合を含む。))及び法第五十八条において準用する場合を含む。)の規定による理事会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- 一 理事会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。)

二 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

イ 法第三十四条第七項(法第五十五条(法第五十八条において準用する場合を含む。))及び法第五十八条において準用する場合を含む。)において準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)第三百六十六条第二項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの

ロ 法第三十四条第七項(法第五十五条(法第五十八条において準用する場合を含む。))及び法第五十八条において準用する場合を含む。)において準用する会社法第三百六十六条第三項の規定により理事が招集したもの

三 理事会の議事の経過の要領及びその結果

四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

五 理事会の議長が存するときは、議長の氏名

(役員の責任追及等の訴えの提起の請求方法)

第八条の三 法第四十一条(法第五十八条において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出とする。

- 一 被告となるべき者
- 二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

第八条の四 法第四十一条(法第五十八条において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出とする。

- 一 海運組合が行った調査の内容(次号の判断の基礎とした資料を含む。)
- 二 請求対象者の責任又は義務の有無についての判断
- 三 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴え(法第四十一条(法第五十八条において準用する場合を含む。))において読み替えて準用する会社法第八百四十七号第一項に規定する責任追及等の訴えをいう。)を提起しないときは、その理由

第十条の二の次に次の一条を加える。
 (総会の議事録)

第十条の三 法第四十九条の三(法第五十八条において準用する場合を含む。)の規定による総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

3 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- 一 総会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない役員又は組合員が総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。)
- 二 総会の議事の経過の要領及びその結果
- 三 総会に出席した役員の氏名又は名称
- 四 総会の議長が存するときは、議長の氏名
- 五 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

第十二条の次に次の五条を加える。

(財産目録)

第十二条の二 法第五十五条(法第五十八条において準用する場合を含む。)において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。

2 前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付することが困難な場合を除き、法第五十五条(法第五十八条において準用する場合を含む。))において読み替えて準用する会社法第四百七十五条第一号又は第二号に掲げる場合に該当することとなった日における処分価格を付さなければならない。この場合において、清算をする海運組合の会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額とみなす。